

「藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」の策定に関するパブリックコメントの実施結果

意見の分類		件数
①	ご意見を踏まえ、制度に反映するもの	14
②	趣旨が既に制度に含まれているもの、または既に想定していたもの	10
③	制度に関するご意見で、今後の参考とさせていただくもの	11
④	その他	9
⑤	制度に賛同しているもの	22
⑥	制度に反対しているもの	1

	ご意見	本市の考え方	意見の分類
1	再生可能エネルギー利用促進計画を定めることは大いに評価します。 ただし、以下の点については同時並行で取り組んでください。 太陽光発電の再資源化 太陽光発電の耐用年数は住宅のそれを比べても長くありません。数年に1度の割合で廃棄物となる恐れがあります。利用促進と併せて、廃棄太陽光発電設備のリサイクルの仕組みや再資源化しやすい製品の設置推奨などを積極的に進めてください。	環境省において「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」が令和6年8月に策定され、政府の「第5次循環型社会形成推進基本計画」においても義務的リサイクル制度の活用を含め引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの検討が明記されているところです。太陽光発電設備のリサイクルや廃棄等に係る情報につきましては、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに掲載するとともに、引き続き国や再資源化技術に関する動向を注視してまいります。	③ ⑤
	建築物の高断熱化の推進 建築物、特に住宅について、高断熱化を藤沢市として取り組んでください。 ご存じの通り、我が国の断熱性能は海外のそれと比較して著しく低く、省エネルギー性能及び居住快適性において大きく後れをとっています。高断熱化を推進してカーボンニュートラルを達成してください。	建築物の高断熱化については、国の補助金等をはじめとした各種施策により推進してまいります。 なお、住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の高断熱化の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030年度までに ZEH 水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供していただけるようお願いする予定です。	③

2	再エネ利用促進区域の策定、賛成です。 ですが、建物の断熱化についても同時に進めてほしいと思います。2025 年から新築の等級 4 が実施されますが、それでは断熱性能が低いと専門家の方々も言っています。 脱炭素への取り組みとともに、私たちの健康維持のためにも建物の断熱についても、説明の追加をしてほしいと思います。	建築物省エネ法に基づく本制度は、「建築物に設置することができる再エネ設備に関する建築主への説明」を建築士に義務付けるものとなります。 なお、住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の高断熱化の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030 年度までに ZEH 水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供していただけるようお願いする予定です。	① ⑤
3	他地域に先駆けて「再エネ促進区域」制度を進めてくれて大変うれしく思っております。 計画がより効果的なものになってほしいので、意見を送らせていただきます。 建物の断熱性能を知る事が温室効果ガス削減に重要だと思います。「建物の断熱性能」についても建築士から建築主への説明義務になると、より一層藤沢市の温室効果ガス削減につながります。 説明内容への追加を何卒よろしくお願いいたします。		① ⑤
4	今の再エネ促進区域に加えていただきたい内容があります。 「建物の断熱性能」についても建築士から建築主への説明義務になると、より一層藤沢市の温室効果ガス削減につながります。説明内容への追加を何卒よろしくお願いいたします。断熱等級 4 への義務化が予定されているのでその前提としてとてもよい試みになるかと思います。		①
5	住宅への再エネ設備の説明義務化を建築士に課すことに賛成します。 再エネ設備と断熱についての制度が、どのように効果を発揮したのか、その検証を必ず行っていただきたい。	説明義務制度の効果検証については、説明結果の分析等による検討を想定しております。 しかしながら、説明結果の分析等を実施するには、説明義務制度により実務の負担が増えることになる建築士のご理解とご協力の上で成り立つものであることから、実施に向けては建築士の方々からのご意見も踏まえ、慎重な判断が必要であると考えております。 事前に市内の各建築士関係団体に所属する建築士の方に聞き取り調査をしたところ、比較的容易なアンケートであれば協力可能との回答が最も多いことから、過度に負担が生じるものでなければ、	② ⑤

		概ね協力が得られるものと考えております。今後、簡易なアンケートにより実施状況等を把握できるような仕組みづくりを協議・検討してまいります。	
	断熱等級４の義務化に合わせ、藤沢市は断熱等級６程度を標準化する目標として定め、その標準へ誘導するために制度を運用してほしい。	建築物の高断熱化については、国の補助金等をはじめとした各種施策により推進してまいります。 なお、住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の高断熱化の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030年度までにZEH水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供していただけるようお願いする予定です。	③
6	P5 １－２ 促進計画の策定により適用される措置(2)建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）★建物の断熱性向上と空調設備や給湯設備では高効率機器の設置等による省エネを追加してください。省エネによりエネルギー消費を低下させることで、再生可能エネルギーの有効利用に繋がります。	省エネに関する建築主の努力義務については、建築物省エネ法の改正（令和７年４月施行予定）において、エネルギー消費性能の一層の向上を図るよう努めなければならないことが定められる予定です。	④
	P5 １－２ 促進計画の策定により適用される措置 (3)建築士から建築主への説明義務 P12 ２－３ 建築士から建築主への説明義務制度 ★説明結果について建築士から藤沢市への報告を追加してください。 説明の結果を分析することで、藤沢市の再エネ・省エネの普及に向けた新たな施策の展開に繋がれると考えます。	説明義務制度の効果検証については、説明結果の分析等による検討を想定しております。 しかしながら、説明結果の分析等を実施するには、説明義務制度により実務の負担が増えることになる建築士のご理解とご協力の上で成り立つものであることから、実施に向けては建築士の方々からのご意見も踏まえ、慎重な判断が必要であると考えております。 事前に市内の各建築士関係団体に所属する建築士の方に聞き取り調査をしたところ、比較的容易なアンケートであれば協力可能との回答が最も多い	②

		ことから、過度に負担が生じるものでなければ、概ね協力が得られるものと考えております。今後、簡易なアンケートにより実施状況等を把握できるような仕組みづくりを協議・検討してまいります。	
7	藤沢市がこの呼びかけに賛同して、条例を改正するのは素晴らしいことだと思います！ 我が家は、マンションなので、残念ながら利用できないと思いますが、既存のマンションにも太陽光発電推奨補助金なんて項目が増えたらうれしいです。 片瀬海岸は太陽の光も強く、太陽光発電できたらいいなあと思っていました	今回いただいた補助金に関するご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	④ ⑤
8	横浜市に続いて、藤沢市も再エネ促進区域制度導入ということで大変ありがたいと思っています。他自治体のモデルになるような制度を期待しています。 ・再エネについての説明義務に加えて、断熱についても、各断熱等級について（等級7までである）説明する義務を課してほしいです。横浜市では断熱についても説明することになっています。	建築物省エネ法に基づく本制度は、「建築物に設置することができる再エネ設備に関する建築主への説明」を建築士に義務付けるものとなります。 なお、住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の高断熱化の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030年度までに ZEH 水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供していただけるようお願いする予定です。	① ⑤
	・今後の規制緩和の許可基準設定では、太陽光発電設備が増えるように配慮してほしいです。 たとえば、太陽光発電設備設置実績のあるハウスメーカーにどうすれば増えるかをヒアリングしてほしいです。すでになさっていると思いますが、とくに太陽光発電設備設置に積極的な工務店に、どう規制緩和すれば増えるか、という観点でのヒアリングをお願いしたいです。	規制緩和の許可基準については、建築基準法における各許可（容積率、建蔽率、高さ制限）の観点から、市街地環境への影響を軽減するために定めた特例適用要件を踏まえ、策定することとなります。許可基準については、再エネ設備の導入の方針と市街地環境への影響のバランスを踏まえ、統一的な基準として策定してまいります。	③

	・再エネおよび省エネ（断熱性能）に関して、市内工務店研修制度をつくってほしいです。 説明をするときに、気候危機の現状、再エネ、省エネの必要性、メリット（デメリットあわせて）について、信念を持ってしっかり説明できるようにしていただきたいです。研修を終えた方に免状を交付するような制度をお願いしたいです。 気候変動は、すでに市民の暮らしに大きな影響を与えています。いち早く再エネ促進制度を作ってください感謝します。今後も建築面でさまざまな対策に期待しています。よろしくお願いします。	省エネに関する設計・施工等に携わる方への研修等については、国等が主催する設計・施工等に携わる方を対象にした実務講習会が開催されていることから、その制度の周知を行ってまいりたいと考えております。	④
	・再エネ促進区域制度の策定を大いに期待しております。 ・新築時においては、断熱等級の説明（・等級いくつの住宅で、どのくらいの省エネ性能になるかの説明）もいっしょに義務化いただけると、より消費者のメリットにつながると思いますので、ご検討お願いいたします。 ・藤沢市として、断熱等級6以上の推進の方向としていただくとより高断熱住宅の普及とCO2削減につながると思います。	建築物の高断熱化については、国の補助金等をはじめとした各種施策により推進してまいります。 なお、住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の高断熱化の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030年度までにZEH水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供していただけるようお願いする予定です。	③ ⑤
9	・建築士による説明義務においては、説明の結果についても藤沢市へ報告があると、他県への波及のための検証データになるので良いと思います。	説明義務制度の効果検証については、説明結果の分析等による検討を想定しております。しかしながら、説明結果の分析等を実施するには、説明義務制度により実務の負担が増えることになる建築士のご理解とご協力の上で成り立つものであることから、実施に向けては建築士の方々からのご意見も踏まえ、慎重な判断が必要であると考えております。事前に市内の各建築士関係団体に所属する建築士の方に聞き取り調査をしたところ、比較的容易なアンケートであれば協力可能との回答が最も多いことから、過度に負担が生じるものでなければ、概ね協力が得られるものと考えております。今後、簡易なアンケートにより実施状況等を把握できるような仕組みづくりを協議・検討してまいります。	②

	・新築時でエコキュートにて給湯する場合は、エネルギーの地産地消の観点から、昼間湯沸かしを推奨いただくと、昼の太陽光発電での電気で湯沸かしが可能となり、さらに昼間の方が、気温が一般的に高いことが多いため省エネになることもデータででてきております。藤沢市としてもエコキュートの昼間湯沸かしの推奨のご検討をお願いいたします。 ・新築時においては、窓に引き違い窓にしますと、気密がかなり落ちてしまう事を私の自宅で実感しております。この場合、費用負担がなく、住宅性能を上げることができますので、引き違い窓の非推奨も意見とさせていただきます。	国が進めるデコ活アクションで推奨している「断熱リフォーム」や「高効率の給湯器」等の省エネ設備導入について、市のポータルサイト「エコ日和」や公式 LINE アカウントなど SNS で定期的に発信するとともに、環境フェアや各種イベントにおいても、市民・事業者を対象とする周知を積極的に実施しております。 また、窓の性能が省エネ性能に大きく影響することは承知しておりますが、デザイン等が制限されることから窓の種類を限定することは、困難であると考えております。	④
10	藤沢市が「再エネ促進区域」制度を進めていただけるということで、住民としてとてもうれしく、また、期待も大きいです。 計画がより効果的なものになってほしいので、意見を送らせていただきます。 「建物の断熱性能」は 2025 年から新築では断熱等級 4 が義務化されますが、2050 年までの目標を考えると、等級 4 では足りません。2030 年には断熱等級 5 が義務化されます。これから新築される建物は 2050 年でも使用されていることを考えると、等級 5、等級 6、さらに等級 7 までの選択肢があることを伝えることが重要です。 藤沢市内の CO2 排出起源の 1/2 は建物由来となっているとの記載もありました。再エネを促進することと同時に建物の省エネについての説明の追加を何卒よろしくお願いいたします。	建築物省エネ法に基づく本制度は、「建築物に設置することができる再エネ設備に関する建築主への説明」を建築士に義務付けるものとなります。 なお、住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の高断熱化の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030 年度までに ZEH 水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供していただけるようお願いする予定です。	① ⑤

11	「藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」の策定ありがとうございます。横浜市でも同様な制度を開始することになっておりますが、2050年のカーボンニュートラルに向けて、再エネと合わせて大事なことは省エネだと思います。住宅部門での省エネは、家の断熱性能にかかってくると思いますので、今回太陽光発電などの再エネを促進することと併せまして、断熱性能の向上についても建築士から説明をしていくことが、これから2050年までに残っていく新築の建物の性能としてはとても重要だと思います。断熱性能についても建主が選択ができるように建築士から説明いただくよう、制度の建て付けの検討をお願いいたします。		① ⑤
12	断熱等級4の義務化は良い面もあると思いますが、それでも他国と比較すると全然足りないレベルです。CO2排出量の1/2が建築物由来ですし、建築士からの説明義務内容に盛り込む必要があると考えます。		①
13	藤沢市の気候変動への対策に感動しております。再エネ促進区域になり嬉しいです。建築士が建築主へ説明したかどうか曖昧な制度だと感じました。説明の報告制度をもう一つ踏み込んでいただきたいと思います。	説明結果の報告制度につきましては、説明義務制度により実務の負担が増えることになる建築士のご理解とご協力の上で成り立つものであることから、実施に向けては建築士の方々からのご意見も踏まえ、慎重な判断が必要であると考えております。	② ⑤
14	「藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」の策定ありがとうございます。横浜市でも同様な制度を開始することになっておりますが、建築士が対応したかどうか説明報告の義務がなく、建築士さんの裁量に任せている部分は制度としてリスクがあると感じました。市の方に報告をするような建て付けにされることが良いのではないのでしょうか。	事前に市内の各建築士関係団体に所属する建築士の方に聞き取り調査をしたところ、比較的容易なアンケートであれば協力可能との回答が最も多いことから、過度に負担が生じるものでなければ、概ね協力が得られるものと考えております。今後、簡易なアンケートにより実施状況等を把握できるような仕組みづくりを協議・検討してまいります。	② ⑤
15	建築主に「再エネ促進区域」について説明したことを、市へ報告する制度を作ってほしいです。藤沢市が本気で気候変動対策に取り組むことを期待しています。		②

16	「再エネ促進区域」名乗りを挙げられさすがだなと思いました。 計画がより効果的なものになってほしいので、意見を送らせていただきます。 「建物の断熱性能」についても建築士から建築主への説明義務になると、より一層藤沢市の温室効果ガス削減につながります。断熱等級も5以上にされるとなおさら先進的だと思います。	建築物省エネ法に基づく本制度は、「建築物に設置することができる再エネ設備に関する建築主への説明」を建築士に義務付けるものとなります。 なお、住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の高断熱化の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030年度までにZEH水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供していただけるようお願いする予定です。	① ⑤
	藤沢市の再エネのポテンシャルがほとんど太陽光発電で、特に屋根置き太陽光発電であるということを知るきっかけになれば検討される方もいるかもしれません。内容の追加をよろしく願います。	藤沢市における再エネポテンシャルの状況等について、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットへの掲載を検討いたします。	①
17	私は新制度に期待しています。藤沢市全域（江の島以外）を「再エネ促進区域」とすることに賛成です。	ご意見を踏まえ、着実に制度化を進めてまいります。	⑤
18	私は気候変動に不安を抱いているので、藤沢市で再エネ促進区域を進めてくださり、とても嬉しいです！		⑤
19	いいと思うー！		⑤
20	生まれも育ちも、藤沢で、4世代目です。 地球にやさしくて、住みやすい街としてこれからも頑張って欲しい。		⑤
21	他地域に先駆けて「再エネ促進区域」制度を進めてくださっていることが嬉しいです。 計画がより効果的なものになってほしいので、5点意見を送らせていただきます。 (1)「建物の断熱性能」は2025年から新築では断熱等級4が義務化されますが、2050年までの目標を考えると、等級4では足りません。2030年には断熱等級5が義務化されます。これから新築される建物は2050年でも使用されていることを考えると、等級5、等級6、さらに等級7までの選択肢があることを伝えることが重要ではないかと思	建築物省エネ法に基づく本制度は、「建築物に設置することができる再エネ設備に関する建築主への説明」を建築士に義務付けるものとなります。 なお、住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の高断熱化の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030年度までにZEH水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供してい	① ⑤

	っています。 新築時、建築主が選択できる時に情報提供をすることで、将来を見越しより高い断熱等級を検討する方もいるのではないのでしょうか。藤沢市内のCO2 排出起源の 1/2 は建物由来となっているとの記載もありました。再エネを促進することと同時に建物の省エネについての説明の義務化を何卒よろしくお願いいたします。	ただけるようお願いする予定です。	
	(2) 説明結果の報告書の提出についてです。長野県では報告制度がありますが、報告書の提出率は大変低いそうです。このことを考えても報告制度は必須、さらに提出は義務化をしなければ、説明を義務化しても効果がどのくらいあるのかを知ること難くなるのではないかと懸念しています。報告制度を作ってほしいのと、義務化もできればしていただきたいです。	説明結果の報告制度につきましては、説明義務制度により実務の負担が増えることになる建築士のご理解とご協力の上で成り立つものであることから、実施に向けては建築士の方々からのご意見も踏まえ、慎重な判断が必要であると考えております。 事前に市内の各建築士関係団体に所属する建築士の方に聞き取り調査をしたところ、比較的容易なアンケートであれば協力可能との回答が最も多いことから、過度に負担が生じるものでなければ、概ね協力が得られるものと考えております。今後、簡易なアンケートにより実施状況等を把握できるような仕組みづくりを協議・検討してまいります。	②
	(3) 説明内容に「藤沢市ではエネルギーの地産地消を推進している」「藤沢市の建築物由来の CO2 量は全体の 1/2 である」「国や市も温室効果ガス削減目標を達成するためには再エネを増やす必要がある（藤沢市は 2030 年までに 2022 年比で 2.2 倍発電量を増やす目標）」「藤沢市の再エネのポテンシャルはほぼ太陽光発電であり、特に屋根置き太陽光発電である」を含めてほしいです。理由は今まで知る機会のなかった人に啓発できる機会だからです。すでに説明リーフレットに記載する予定かもしれませんが、藤沢市に住んでいて、なかなか目標値に関心が今までない人は知る機会がないので、ぜひよろしくお願いいたします。	藤沢市における再エネポテンシャルの状況等について、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットへの掲載を検討いたします。	①

	(4) 今後の規制緩和の許可基準設定では、太陽光発電設備が増えるように配慮をしてください。すでになさっていると思いますが、とくに太陽光発電設備設置に積極的な工務店に、どう規制緩和すれば増えるか、という観点でのヒアリングをお願いしたいです。せっかくの規制緩和の効果が少なくて終わってしまうのはとてももったいないと思うからです。	規制緩和の許可基準については、建築基準法における各許可（容積率、建蔽率、高さ制限）の観点から、市街地環境への影響を軽減するために定めた特例適用要件を踏まえ、策定することとなります。許可基準については、再エネ設備の導入の方針と市街地環境への影響のバランスを踏まえ、統一的な基準として策定してまいります。	③
	(5) もう一步踏み込んだ、太陽光発電設備設置義務化も検討してほしいです。なぜなら、屋根置き太陽光発電を増やすことは藤沢市の再エネポテンシャルを見ても重要な気候変動対策だからです。また、防災時にも活用されます。東京都や川崎市ではすでに設置の義務化が始まっています。義務化が課せられるのは大手工務店で、東京都では50社ほどが対象だそうですが、そのうち40社は神奈川県も営業範囲とのことです。藤沢市で建築物を提供する工務店の多くは、太陽光発電設置義務化にも対応することになります。設置するかどうかは建築主が決められるので、対象となる工務店への理解を進めてぜひ義務化もご検討ください。以上となります。 これからも建築物の面での気候変動対策を、どうぞよろしくお願いいたします。	東京都や川崎市が実施を予定している太陽光発電設備の設置義務化については、丁寧に説明を重ね住民理解をいただきながら、全庁的な取り組みとして検討を重ねる必要があると考えております。いただいたご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	④
22	説明義務は素晴らしいと思います。 さらにすすんだ工務店、ハウスメーカーに設置義務の制度を設けてほしいと思います。 個人より、建売が多いのでその方が効果があると感じます。今後に期待します。	東京都や川崎市が実施を予定している太陽光発電設備の設置義務化については、丁寧に説明を重ね住民理解をいただきながら、全庁的な取り組みとして検討を重ねる必要があると考えております。いただいたご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	④ ⑤
23	賃貸物件も断熱、再エネ設置の補助金を出してほしいです。 そして、太陽光パネル全面推奨するようなキャンペーンを打ち出してほしいです。低所得なほど設置補助が出るなどできないでしょうか？ソーラーなお湯沸かし器も必要だと思います。	今回いただいた補助金に関するご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	④

24	建築メーカーは、建築主に断熱と再エネの重要性を説明する義務を設定してほしいです。	建築物省エネ法に基づく本制度は、「建築物に設置することができる再エネ設備に関する建築主への説明」を建築士に義務付けるものとなります。 なお、住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の高断熱化の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030年度までに ZEH 水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供していただけるようお願いする予定です。	①
	断熱と再エネ設置の重要性を含む説明書を用意し、その説明を行った and 聞いた人が説明書にサインし、建築士が行政に提出するプロセスを義務化するのはいかがでしょう。 日弁連が「断熱と再エネは人権保護である」と宣言されていたように、断熱と再エネは人々の命を守る大切な手段です。ただ、気候変動を実感していても解決策として断熱再エネが情報として理解していない人がほとんどです。その重要性、知る義務が建築の現場にあると思います。	建築士が説明を行う際には、説明の相手方の氏名等を記載した書面を交付して説明することとなります。 また、説明結果の報告制度につきましては、説明義務制度により実務の負担が増えることになる建築士のご理解とご協力の上で成り立つものであることから、実施に向けては建築士の方々からのご意見も踏まえ、慎重な判断が必要であると考えております。今後、簡易なアンケートにより実施状況等を把握できるような仕組みづくりを協議・検討してまいります。	②
25	今回の計画は、前向きでとても素晴らしいものだと思います。 そして市民がもっと気候危機に気づいて行動を起こせるようになるので素晴らしいと思います。 欲を言えば江ノ島も含めた促進地域にしてほしいですが。。。	現在の考えとしまして、江の島特別景観形成地区では、「自然・眺望・歴史・文化等」を引き立てながら、自然環境に調和した和風イメージの景観づくりを目標に掲げており、屋根や外壁等に使用する仕上げ・色彩等が制限されていることから、太陽光発電設備を設置することによる景観への影響を考慮し、促進区域には含めないこととしています。	② ⑤

	そして、是非横浜市のように断熱化への説明義務を明記して、さらには市への報告もするように設定して欲しいです。それにより、より多くの人への再エネ理解が広がり、最終的に気候変動阻止へ繋がります。先をゆく藤沢市、とてもかっこいいです。	建築物省エネ法に基づく本制度は、「建築物に設置することができる再エネ設備に関する建築主への説明」を建築士に義務付けるものとなります。なお、住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の断熱化の推進の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030年度までにZEH水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供していただけるようお願いする予定です。また、説明結果の報告制度につきましても、説明義務制度により実務の負担が増えることになる建築士のご理解とご協力の上で成り立つものであることから、実施に向けては建築士の方々からのご意見も踏まえ、慎重な判断が必要であると考えております。今後、簡易なアンケートにより実施状況等を把握できるような仕組みづくりを協議・検討してまいります。	①
26	再生可能エネルギーの促進とセットで高断熱化を進めるべきだと考えます。ソーラーパネルなどは10年ほどで使えなくなりますが、断熱は家の寿命と同じだけ効果があります。ぜひご検討ください。	建築物の高断熱化については、国の補助金等をはじめとした各種施策により推進してまいります。今回いただいたご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	③
27	賃貸での断熱推進をお願いしたいです！ 快適に暮らせる家が多いと地域の魅力にも繋がるのではないのでしょうか。		③
28	地球のため、自分達のためにできることを、みんなで考えてみんなでやっていこうと示せる機会になっていると思います！	ご意見を踏まえ、着実に制度化を進めてまいります。	⑤
29	再エネが促進するような計画に賛成です。余すことなく再エネを導入できるような柔軟性のある制度設計を望みます。(横浜市の計画を見たら、カーポートへの設置の規制内容等が現実的ではないものもあったので心配しています)	規制緩和の許可基準については、建築基準法における各許可（容積率、建蔽率、高さ制限）の観点から、市街地環境への影響を軽減するために定めた特例適用要件を踏まえ、策定することとなります。許可基準については、再エネ設備の導入の方針と市街地環境への影響のバランスを踏まえ、統一的な基準として策定してまいります。	③ ⑤

30	●長野県条例のように、説明検討義務に報告義務も実施してください	説明結果の報告制度につきましては、説明義務制度により実務の負担が増えることになる建築士のご理解とご協力の上で成り立つものであることから、実施に向けては建築士の方々からのご意見も踏まえ、慎重な判断が必要であると考えております。 事前に市内の各建築士関係団体に所属する建築士の方に聞き取り調査をしたところ、比較的容易なアンケートであれば協力可能との回答が最も多いことから、過度に負担が生じるものでなければ、概ね協力が得られるものと考えております。今後、簡易なアンケートにより実施状況等を把握できるような仕組みづくりを協議・検討してまいります。	②
	●断熱についても、説明検討義務を実施してください	住宅や建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば建築物の断熱化の推進の一助になると考えられることから、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」や「2030年度までに ZEH 水準の省エネ性能が適合義務化」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせて建築士から情報提供していただけるようお願いする予定です。	①
	●国交省マニュアル・東京都の指針のように許可基準を細かく定めるのではなく、当初は個別許可にして、立地によって法律の範囲内で最大の再エネが導入できるようにしてください。	規制緩和の許可基準については、建築基準法における各許可（容積率、建蔽率、高さ制限）の観点から、市街地環境への影響を軽減するために定めた特例適用要件を踏まえ、策定することとなります。許可基準については、再エネ設備の導入の方針と市街地環境への影響のバランスを踏まえ、統一的な基準として策定してまいります。	③
	●市内の事業者に太陽光発電の設置を具体的に働きかけてください。それほど多くはないはずです。 ●2026 年 藤沢市条例による太陽光義務化 断熱義務化を是非行ってください。 再エネ地産地消で電気代・燃料購入費が市外に流出せず地域経済の成長につながり、イメージアップともなり市税収入の増加が実現します。	建築物省エネ法に基づく本制度は、「建築物に設置することができる再エネ設備に関する建築主への説明」を建築士に義務付けるものとなります。また、省エネ性能については、建築物省エネ法の改正（令和 7 年 4 月施行予定）において、原則すべての建築物が基準適合義務化の対象となります。東京都や川崎市が実施を予定している太陽光発電設備の設置義務化については、丁寧に説明を重ね住民理解をいただきながら、全庁的な取り組みと	④

		して検討を重ねる必要があると考えております。 今回いただいたご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	
31	藤沢市の再エネ促進区域に賛成です。建築家の建主への再エネ設置説明義務をつけるにあたり、勉強会や、市民、また市役所内での再エネの必要性、再エネの効果などの講習をしっかりと欲しいです。さらに、どれくらい再エネが普及しているか市民の目に見えるような評価制度も儲けて欲しいです。自分の住んでいる地域も、他の地域も早く再エネを進めて欲しいので、藤沢市から道をひらいていってくれることを応援しています！	再生可能エネルギー導入容量(累計)等については、藤沢市環境基本計画の年次報告書である「ふじさわ環境白書」に掲載し、公開しております。今回いただいたご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	④ ⑤
32	太陽光発電設備のポテンシャルは、発電効率が13%と高いとは思えません。 現在は太陽光パネルのリサイクルがコスト的にできておらず、廃棄するには土に埋めている状態です。循環型の再エネ設備にはなっておらず、東京都の条例を含め反対です。 そして、建築の屋根に乘せることによる景観の悪化も懸念されます。 景観を意識した街並み形成は、江ノ島だけではないはずです。条例の再検討をお願いいたします。	リサイクルについては、環境省において「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」が令和6年8月に策定され、政府の「第5次循環型社会形成推進基本計画」においても義務的リサイクル制度の活用を含め引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの検討が明記されているところです。太陽光発電設備のリサイクルや廃棄等に係る情報につきましては、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに掲載するとともに、引き続き国や再資源化技術に関する動向を注視してまいります。 なお、景観に関しましては、景観法に基づく届出等が生じる大規模建築物や、一部の景観形成地区内の建築物に設置される設備機器等に対して「四方をルーバー等で覆うこと」等、周囲の景観と調和した計画となるよう指導を行っております。 いただいたご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	③ ⑥